

唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託契約書（案）

1 業務名称

唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託

2 業務場所

唐津市水道事業が管理する取水場、浄水場、ポンプ場、配水池等

3 業務内容

唐津市水道事業（以下「委託者」という。）が管理する取水施設、浄水施設、配水施設等（以下「本件施設」という。）の運転等の管理業務とし、その詳細については、唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託の要求水準書及び性能仕様書並びに特記仕様書（以下「仕様書等」という。）に定める。

4 契約期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

5 委託料

金 円

（うち消費税相当額及び地方消費税相当額の額 金 円）

6 契約保証金

契約保証金は、 円とする。

上記の委託業務について、委託者及び受託者（以下「受託者」という。）は、社会的重要性を認識したうえ、各々対等な立場における合意に基づいて、別紙契約約款により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。なお、契約の証を電磁的記録にて作成する場合には、委託者及び受託者が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号

唐津市水道事業

唐津市長 峰 達 郎 印

受託者

印

別紙

唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託契約約款

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書及び性能仕様書その他関連書類に従い、唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託契約書（以下「本業務」という。）を履行しなければならない。

(使用言語等)

第2条 この契約において用いる言語等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- (2) この契約は、日本法に準拠するものとし、日本法により解釈される。
- (3) この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (4) この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- (5) この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (6) この契約における契約期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(書面主義)

第3条 この契約に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、承認、通告、協議、合意及び解除（以下「指示等」という。）は、特に定めのある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、指示等を口頭及び電子媒体で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内に相手方に交付するものとする。

- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第2章 事業の範囲

(公共性の趣旨の尊重)

第4条 受託者は、本件施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本委託の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 受託者は、業務の履行にあたり、水道法（昭和32年法律第177号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、唐津市水道事業給水条例（平成17年条例第266号）その他の関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本委託を実施しなければならない。

(原水の確保)

第5条 水道水を安定的に供給するための原水の確保は、委託者が自己の責任において実施しなければならない。

(所有権)

第6条 受託者は、本件施設の所有権が委託者に属することを確認する。

(許認可等)

第7条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体又はその機関への届出及び許認可が必要となる場合は、受託者が自己の責任及び費用によりこれを行うものとし、受託者が委託者に協力を求めた場合は、委託者は、必要な協力を行うものとする。

- 2 法令上、委託者が申請すべきものについては、委託者が行う。ただし、委託者が受託者に協力を求めた場合、受託者は、必要な協力を行うものとする。

(法令変更に伴う通知の付与)

第8条 この契約締結日以降に法令が変更されたことにより、契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、受託者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに委託者に対し通知するものとする。

- 2 委託者及び受託者は、前項の通知がなされた日以降において、この契約に基づ

く自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、委託者及び受託者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第9条 委託者は、前条第1項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更及び追加費用の負担等について、受託者と協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に契約の変更及び追加費用の負担等について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、委託者が法令変更に対する対応方法を受託者に対し通知する。

(委託業務期間)

第10条 委託者が受託者へ本業務を委託する期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(業務内容等)

第11条 受託者が実施する本件施設及び本業務内容は、性能仕様書第3条及び第4条に定める。

2 本業務に係るリスク分担は別表第1に、業務及び責任分担は性能仕様書別紙-8に定める。

(業務総括責任者)

第12条 受託者は、委託者から本業務を受託するにあたり、水道技術管理者の資格を取得した者の中から業務総括責任者を定める。

2 受託者は、業務総括責任者を定める時は書面により、その氏名等を提出し、委託者の承諾を受けなければならない。変更した場合も同様とする。

3 業務総括責任者は、技術上の業務を統括する責任者として、唐津市久里浄水場に常駐し、業務従事者を指揮監督し、業務の遂行を管理するものとする。

(受託者の実施体制)

第13条 受託者は、本業務を実施するため、業務従事者を定め、委託者に通知す

るものとする。その者を変更したときも同様とする。

(1) 業務従事者のうち、運転操作監視業務に従事する者は水道施設の運転操作監視に関する実務経験を有している者を、保全管理業務に従事する者は類似施設での設備維持管理の実務経験がある者をもって充てるものとする。

2 自家用電気工作物の電気保安業務に関する電気主任技術者の選任等については、性能仕様書第32条に定めるものとする。

(委託者の実施体制)

第14条 委託者は、本業務を監督するとともに、受託者との連絡及び交渉にあたるため、監督員を置くものとする。

2 委託者は、前項の規定により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

3 監督員は、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する回答

(2) 契約の履行に関する受託者又は受託者の総括責任者との協議

(3) 総括責任者及び業務従事者が不適と見なす場合の交替要求

4 契約に定める書面の提出及び受領は、監督員により行われるものとする。

(施設機能の確認及び使用)

第15条 委託者及び受託者は、契約締結後から業務準備（引継）期間終了日（令和9年3月31日）までの間において、本件施設の性状、規格、機能、数量その他内容について、双方立会いのうえ確認するものとする。

2 前項の規定による確認の方法等については、性能仕様書第40条の定めによるものとする。

3 受託者は本業務を遂行するにあたり、保全管理のための施設使用以外に、事務所等を確保する場合には、委託者と受託者との間で別途締結される使用貸借契約に従うものとする。

4 委託者は、契約に従い受託者が調達する義務を負うものを除き、受託者による本業務の遂行に当たって必要な施設、機材その他受託者が合理的に要求するものを無償で貸与又は支給する。

- 5 受託者は、本件施設について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管しなければならない。

(貸与品等)

第16条 本業務の実施に際し、前条第3項の規定により委託者が無償で受託者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名及び数量並びに引渡場所及び引渡時期は、性能仕様書第19条に定めるところによる。

- 2 前項の規定により委託者が受託者に貸与する貸与品等につき、委託者は受託者に所有権を与えるものではない。
- 3 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から14日以内に委託者に借用書を提出しなければならない。
- 4 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 受託者は、契約の定めるところにより、業務の完了、契約の解除、変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還しなければならない。
- 6 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、又は毀損し、その返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還しなければならないものとし、その費用については、受託者が負担しなければならない。

(施設用地の貸与)

第17条 委託者は、受託者が本業務の処理上必要とする用地を委託者と受託者との間で別途締結される使用貸借契約に従い、受託者に貸与することができる。

- 2 受託者は、貸与された業務用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 業務の完了又は業務実施計画書によって業務の用地が不用になった場合において、当該業務用地に受託者が所有し、又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受託者は当該物件を撤去するとともに、当該業務用地を修復し、若しくは取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者は正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は業務用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は受託者に代

わって当該物件の処分又は業務用地の修復若しくは取片付けを行うことができる。
この場合において、受託者は委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて、
異議を申し出ることができず、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した
費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受託者の取るべき措置の期限、方法等については、委託者が
定める。

(故意又は過失による損害賠償)

第18条 本業務の実施に関し故意又は過失によって委託者又は第三者に損害を生
じたときは、受託者は、これを賠償する責めを負う。

(保険)

第19条 受託者は、本業務期間中、自己の費用により、賠償責任保険その他の必
要な保険を付保するものとする。

- 2 受託者が加入する保険は、全て業務開始日以前に契約し、その保険証書の写し
を委託者に提出する。

(業務履行計画書及び業務実施計画書の策定)

第20条 受託者は、この契約締結後速やかに仕様書等に従って業務履行計画書を
定め、委託者に提出しなければならない。

- 2 前項に基づく業務履行計画書が不適當であると認める場合は、委託者は受託者
に対し当該計画書受領後7日以内に、その変更若しくは修正又は再提出を求める
ことができる。

- 3 受託者は、前項の業務履行計画書に基づき、年間及び月間の業務内容を記した
業務実施計画書を策定し、委託者の承認を得てから業務を行うものとする。

(計画の実施に伴う費用)

第21条 前条の業務履行計画書及び業務実施計画書は、受託者の責任及び費用に
より実施するものとする。

(施設の更新)

第22条 本件施設の修繕により、その機能が維持できないとき、若しくはその見
込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとする

ことが著しく非合理であると認められるときは、受託者は委託者に対しその旨の資料を附して報告し、施設の更新を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに本件施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の判断をするにあたり、受託者の業務遂行上及び安全管理上の要請を十分配慮しなければならないものとし、施設の更新にあたり業務の内容に変更が生じた場合は、委託者及び受託者で協議して定める。
- 4 第1項の請求があったにもかかわらず、委託者が必要な施設の更新を行わなかったため、受託者又は第三者に損害が生じた場合には、委託者はその損害を賠償する責めを負う。ただし、受託者に故意又は過失がある場合には、委託者は、その程度に応じて、受託者に対して負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対する賠償を受託者に求償することができる。

(施設の改良等)

第23条 本業務を効果的に実施するため、受託者は、委託者の承認を受けて、自己の責任及び費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 本業務を効果的に実施するため、受託者は、委託者の承認を受けて、自己の責任及び費用により、遠方監視制御装置や監視制御システムの導入等の必要な設備を本件施設内に設置することができる。
- 3 前項の設備を設置する場合、受託者は必要最小限の範囲で、自己の責任及び費用により、本件施設に変更を加えることができる。この場合において、受託者は委託者に対し当該変更の内容について事前に通知し、その承認を得なければならない。

(改良施設の撤去)

第24条 受託者は、この契約が終了したとき、自己の責任及び費用により、速やかに前条に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、委託者が受託者に対し別段の指示を行った場合は、この限りでない。

(簡易な修繕等)

第25条 受託者は、保守点検により発見した不良箇所若しくは故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修理可能なものについては修理する。

(ユーティリティー等の調達)

第26条 受託者は、自己の責任及び費用により業務期間中において、本業務の実施に必要な電力、通信、薬品、水道、ガスその他の燃料等を調達しなければならない。

2 受託者は、委託者から受託者に貸与されるものを除き、自己の責任と費用により、委託業務の実施に必要な消耗品、資機材、事務備品その他の物品を調達しなければならない。

(使用薬品の承認)

第27条 受託者が浄水処理に使用する薬品は、委託者の承認を得たものに限る。

(再委託の禁止)

第28条 受託者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ書面によって委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(性能保証)

第29条 受託者は、委託者が要求水準書第21条に定める原水に関する条件を満たしているときは、委託者に対し本業務期間を通じ要求水準書に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。

(緊急事態に対する措置)

第30条 停電、薬品漏洩、場内配管破損その他緊急事態が発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、受託者は速やかな対応を図るとともに、その旨を直ちに委託者に報告するものとし、必要に応じて委託者は、その対応を受託者と協議し、必要な措置を指示するものとする。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、委託者は受託者に対し水道水の給水の一部又は全部を停止すること（以下「減断水」という。）を指示できるものとする。

- 3 委託者及び受託者は、災害時又は緊急時に備え、協働して災害対策要綱を策定するものとする。

(水質異常に対する措置)

第31条 浄配水場の浄水水質（以下「浄水水質」という。）が要求水準書に定める水質基準を満たさない、又はそのおそれがあるとき（以下「水質異常」という。）は、受託者は水質基準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、委託者あ者にその状況を報告し、委託者及び受託者はその対応を協議しなければならない。

(協働の措置)

第32条 前条の規定による第三者への損害を最小限にとどめるため、委託者及び受託者は協働して必要な措置を識ずるものとし、受託者は最大限の誠意と努力をもって、委託者に協力する義務を負う。

- 2 前項における受託者の協力が、本業務の範囲外である場合に追加費用が生じたときは、委託者がこれを負担するものとする。

(臨機の措置)

第33条 受託者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの場合において、受託者は、自らとった措置の内容を直ちに委託者に書面にて通知しなければならない。

- 3 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

第3章 モニタリング

(業務日誌の作成)

第34条 受託者は、毎日、業務日誌を作成し、常時、本件施設に備え付けなければならない。

- 2 受託者は、委託者が随時業務日誌の供覧ができるように備えなければならない。

(業務の報告)

第35条 受託者は、本業務の実施状況を正確に反映した月間業務履行報告書を作成し、各月の委託者が指定する期日までに、前月の月間業務履行報告書を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、事業年度ごとに年間業務履行報告書を作成し、翌年度の委託者が指定する期日までに、委託者に提出しなければならない。

(実施状況の確認)

第36条 委託者は、本業務期間中、自己の費用により、受託者が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次条から第39条までに定めるところにより本業務の実施状況を確認する。

(日常の確認)

第37条 委託者は、第34条に規定する業務日誌に基づき、本業務の実施状況を確認するものとする。

(定期の確認)

第38条 委託者は、第35条第1項に規定する月間業務履行報告書に基づき、受託者の立会いのうえ書類検査及び現地検査により、本業務の実施状況を確認するものとする。

2 前項の規定による確認は、月間業務履行報告書の提出を受けた日から原則として10日以内に完了しなければならない。

3 年間業務履行報告書又は業務完了報告書に基づき、受託者の立会いのうえ書類検査及び現地検査により、本業務の実施状況を確認するものとする。

4 前項の規定による確認は、年間業務履行報告書又は業務完了報告書の提出を受けた日から原則として30日以内に完了しなければならない。

(随時の実施状況の検査)

第39条 前2条によるほか、委託者が必要と認めたときは、受託者に対し事前に通知することなく、現地調査により、本業務の実施状況を検査することができる。

2 前項の検査を実施するときは、受託者は、本業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど委託者に協力しなければならない。

(改善通告)

第40条 前3条による検査の結果、仕様書等に定めるサービス水準の未達が判明した場合には、委託者は受託者に対しサービス水準の未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを文書で通告するものとする。

2 受託者は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を委託者に提出するとともに、第35条第1項の月間業務履行報告書において、その実施状況を報告しなければならない。

3 委託者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受託者に対し理由を明らかにしたうえで、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第41条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該サービス水準の是正がなされなかったときは、委託者は受託者に対し当該改善計画書を変更し、再提出するよう通告するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更又は再提出の場合に準用する。

(委託料の支払停止)

第42条 前条に基づき、変更又は再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに当該サービス水準の未達が是正されないときは、委託者は受託者に対し事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。

2 前項の規定による支払停止を行う場合には、委託者は受託者に対し弁明の機会を与えなければならない。

3 当該サービス水準の未達が是正されたときは、委託者は、第1項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(総括責任者等の交代要求)

第43条 前条に規定する委託料の支払停止のほか、再度の改善計画書に定める期

日までに、当該サービス水準の未達が是正されないときには、委託者は受託者に対し総括責任者その他の関係者の交代を要求することができる。

第4章 委託料

(委託料の額)

第44条 委託者は、受託者に対し別表第2支払い予定表のとおり毎月委託料として支払う。ただし、千円未満の端数が生じる場合は、各年度の最終回分に加えて支払うものとする。

2 契約締結の翌日から令和9年3月31日までの引継期間に係るすべての経費は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者がこの契約約款の別に定めるところにより、業務を履行しないときは、契約を解除するとともに、その契約の解除が月の途中でなされた場合の委託料の計算は、前項の委託料をその月の本業務に従事すべき日数で除して得た額に、本業務に従事した日数を乗じて得た額（円未満は切り捨てる。）とする。

(支払の手續)

第45条 受託者は、第35条第1項の月間業務履行報告につき、第38条第1項の実施状況の確認を受けたときには、委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により第38条第2項の期間内に本業務の実施状況の確認をしないときは、その期限を経過した日から本業務の実施状況の確認をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、直ちに委託者は受託者に対し委託料を支払わなければならない。

(委託料の減額)

第46条 委託料の減額は、当該委託料の減額を行うべき事実が発生した日以降、最初の支払期において支払うべき委託料の額を減額することができる。

- 2 委託料の減額を受けたことをもって、受託者は、その損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

(物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第47条 予期することのできない特別な事情により、本業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、協議に応じなければならない。

第5章 危機管理

(不可抗力に伴う損害)

第48条 暴風、豪雨、洪水、渇水、落雷、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動その他自然的又は人為的な事象（仕様書等で定めたものにあつては、当該規定を超えるものに限る。）であつて、委託者及び受託者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、受託者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者及び受託者は、前項の規定により、この契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。
- 3 委託者及び受託者は、第1項の規定により、不可抗力に対応するため速やかに契約の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。
- 4 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に契約の変更及び追加費用の負担について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、委託者が不可抗力に対する対応方法を受託者に対し通知する。

(契約の解除)

第49条 この契約の締結後における不可抗力により、委託者が本業務の継続が困難と判断した場合、又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した

場合は、委託者は受託者と協議のうえ、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により、この契約を解除する場合は、委託者は受託者に対し業務期間の終了日までの委託料のうち、未払の委託料について委託者及び受託者の協議に基づき一定の減額を行ったうえで支払うものとする。この場合における委託料の支払手続は、第45条の規定を準用する。

第6章 契約の終了

(受託者の債務不履行による契約の解除)

第50条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者に対し書面により通知したうえで、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、本業務開始予定日から30日経過しても本業務の履行を開始できないとき、又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受託者の責に帰すべき事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、受託者が水道水の供給の一部又は全部を行わないとき。
- (3) 委託者が受託者に対して、第42条第1項の規定に基づき、委託料の支払停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となったサービス水準の未達が是正されないとき。
- (4) 受託者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、受託者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 受託者が破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算のいずれかの手続きについて取締役会でその申立等を決議したとき、又は第三者によってその申立がなされたとき。
- (7) 受託者が自ら本業務を放棄し、10日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (8) 受託者がこの契約に基づく義務に著しく違反したとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事

務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に納付しなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、第62条の規定により契約保証金の納付又は履行保証保険契約の締結がなされているときは、委託者は当該契約保証金又は履行保証保険契約締結をもって違約金に充当することが

できる。

- 4 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、前項に規定する違約金を上回る損害が委託者にあるときは、受託者はその差額を委託者に賠償しなければならない。

(委託者の債務不履行による契約の解除)

第51条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者に対し書面により通知したうえで、この契約を解除することができる。

- (1) 委託者がこの契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第45条第2項(委託料の支払)に定める支払期限を経過してから60日を過ぎても、委託料を支払わないとき。
- (2) 委託者がこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受託者が委託者に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
- (3) 委託者の責に帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。

- 2 前項の規定により、この契約が終了する場合は、委託者は受託者に対し本業務期間の終了日までの委託料のうち、未払の委託料について、委託者及び受託者の協議に基づき一定の減額を行ったうえで、支払うものとする。この場合における委託料の支払手続きは、第45条(支払の手続き)の規定を準用する。

(契約終了に伴う運転指導等)

第52条 本業務が終了したとき、又は第50条第1項の規定により契約が解除されたとき、受託者は必要に応じて委託者の指定するものに対象施設の運転操作等に係る指導を行うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 指導の必要がない事由を受託者が書面で提出し、これを委託者が認めたとき。
- (2) 委託者がその指導の必要がないと認めたとき。

- 2 前項における運転指導等に係る費用は、契約満了に伴うときは委託者の指定するものが負担し、第50条第1項の規定による場合は受託者が負担する。

- 3 委託者が開示し、委託者の承諾を得て受託者が適宜改訂した運転管理マニュアルは委託者に帰属するものとし、マニュアル等に係る取扱いは第60条の定め

よる。

4 運転指導の内容、期間等は、委託者と受託者との協議により定める。

(契約期間終了時の施設の確認)

第53条 契約が終了するときは、委託者及び受託者の双方が立会いのうえ、本件施設について、第15条第1項に基づき確認した内容との相違がないことを確認する。

2 前項の規定による確認の結果、第15条第1項の内容との相違があるときは、受託者は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合及び委託者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りでない。

(保証期間)

第54条 委託者は、契約期間終了日から3箇月経過までの間に、受託者の責に起因して本件施設の内容に損害が生じた場合、委託者は受託者に対し補修を請求することができる。

(違約金又は損害賠償金の控除等)

第55条 受託者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を、委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託料の支払日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した遅延損害金を付した額と、委託者の支払うべき委託料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は受託者から遅延日数につき、前項に規定する率で計算した額の延滞金を追徴する。

3 委託者が、この契約に基づいて履行すべき委託料その他の金銭の支払を遅延した場合、委託者は受託者に対し当該支払うべき金額につき遅延日数に応じて、第1項に規定する率で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

第7章 補則

(秘密の保持及び情報の開示)

第56条 委託者及び受託者は、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、頭書の契約期間満了後、又はこの契約の終了後又は解除後も存続する。

3 委託者又は受託者は、本業務の履行に伴い知り得た情報及び委託者及び受託者の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の了解を必要とする。

(個人情報の保護)

第57条 この契約の履行をするにあたり、個人情報の取扱いに関しては、法令及び委託者が定める個人情報の保護に関する取扱い等に基づくものとする。

(契約の変更)

第58条 本契約は、委託者及び受託者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更を行えるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第59条 受託者は、委託者の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 受託者は、本件施設について、第三者に対し譲渡し、若しくは貸与し、又は担保の目的としてはならない。

(著作物の使用等)

第60条 本業務の実施に当たって委託者の承諾を受けて、受託者が本業務期間中に作成し、使用する著作物の著作権は、委託者に帰属するものとする。

(公租公課)

第61条 契約に関して生じる公租公課は、全て受託者の負担とし、委託者は、委託料に含まれる消費税を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする

(契約の保証)

第62条 契約保証金は、

とする。

(管轄裁判所)

第63条 この契約に関する紛争は、頭書の業務場所を管轄する地方裁判所とするものとし、委託者及び受託者は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。
(本契約に定めのない事項及び解釈の疑義)

第64条 この契約書若しくは仕様書等に定めのない事項又はこの契約書若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じた場合、その都度、委託者及び受託者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別表第 1 (第 1 1 条関係)

リ ス ク 分 担 表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
契約説明責任 リスク	水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、委託者より提供された施設及び条件に暇庇があった場合	○	
	委託者から説明された募集要項や業務委託要求水準書の誤りや条件の変更があった場合	○	
制度・法令リ スク	委託業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化により業務の履行が不可能になった場合、又はそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合	○	
	関係機関の行政指導等により業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合	○	
	受託者の責により関係機関の行政指導等により業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合		○
	消費税などの税制の変更に伴うコスト増を招くようになった場合	○	
政治リスク	業務の履行に対して議会承認が得られず、業務の履行及び継続が困難な場合	○	
	委託者の政策変更や財政破綻等により事業内容の変更・中断に至り業務の履行が困難となった場合	○	
住民・法人対 策リスク	住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合	○	
	受託者の責により住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合		○
経済変動 リスク	電力等の公共料金が変動し、契約内での業務の履行が困難となった場合	○	
	インフレ・デフレによる人件費・物件費の変動、高騰により業務の履行が困難となる場合	○	
契約リスク	委託者の責により、受託者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	受託者の責により、委託者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
契約不履行 リスク	契約に規定された供給及び支給等の委託者の義務が履行されない場合	○	
	受託者の責により、契約に規定された供給及び支給等の義務が履行されない場合		○

環境保全リスク	受託者が事業を受託する前に、既に発生していた環境汚染が発見され、基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
	受託者が事業を受託する前に既に発生していたかどうか不明な環境汚染が発見され、基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
需要予測リスク	突発事態以外の理由による計画以上の配水量の増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
	受託者の運転管理等が原因で、計画以上の配水量の増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合		○
	受託者に非がない場合で、産業廃棄物の増加や操業障害、あるいは処理コスト増が生じた場合	○	
	委託者の指示に基づく修繕費や配水量の増加などの理由により、コスト増が生じた場合	○	
	委託者の指示に基づく修繕における施工不良など、受託者の責によりコスト増が生じた場合		○
	受託者の責により業務内容や用途変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合		○
施設損傷リスク	受託者による施設の不適切な改築、更新、改良、修繕により、施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合		○
	受託者による不適切な運転操作により、施設の損傷や損害を与え、コスト増が生じた場合		○
	受託対象施設以外の施設や事象からの波及事故により、対象施設が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
不可抗力リスク	自然災害等の事象等により、対象施設が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
	受託者の責に帰することのできない大規模停電等の緊急事態により、設備が自動停止若しくは損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
第三者賠償リスク	委託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合	○	
	受託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合		○
事故発生リスク	受託者による施設の不適切な改築、更新、改良、修繕や不適切な運転操作などにより、事故が発生した場合		○
	施設・設備の劣化等の暇概により事故が生じた場合	○	

	人身事故が発生した場合	○	○
財務・事業中 止リスク	委託者の支払遅延、不払等	○	
	受能者の倒産等		○
	委託者の責により事業を中止する場合	○	
	受託者の責により事業を中止する場合		○

別表第2（第44条関係）

委託料の支払い予定表（1）

令和9年度（1年目）

支払い年月	支払予定額 (税込み)	内消費税等相当額	備考
令和9年4月分			
令和9年5月分			
令和9年6月分			
令和9年7月分			
令和9年8月分			
令和9年9月分			
令和9年10月分			
令和9年11月分			
令和9年12月分			
令和10年1月分			
令和10年2月分			
令和10年3月分			
年間計			

別表第2（第44条関係）

委託料の支払い予定表（2）

令和10年度～令和13年度（2年目～5年目）

支払い月	支払予定額 (税込み)	内消費税等相当額	備考
4月分			
5月分			
6月分			
7月分			
8月分			
9月分			
10月分			
11月分			
12月分			
1月分			
2月分			
3月分			
年間計			×4年
5年間計			